

## 【新型コロナワクチン後遺症について】

### (質問)

新型コロナワクチン後遺症について伺います。新型コロナワクチンを接種して、慢性的な副反応に苦しんでいる豊中市民 A くんがいらっしゃいます。ワクチン接種後に日常生活ができないほど体力を失ってしまわれました。A くんは医療機関からはワクチン接種による後遺症として認定されたそうですが、国が認定するかどうかはわからないそうです。慢性的な副反応に関する相談について、どのように対応していますか。また、こうした事案をどのように把握されていますか、保健所の姿勢をお聞かせください。

### <答弁>

新型コロナワクチンの副反応が疑われる体調不良について、市民や医療機関からの相談に対応し、必要に応じて受診を促したり医療機関の紹介を行っています。副反応の発生の把握は、国からの通知、またご本人など市民からの相談で把握しています。

### (質問)

後遺症に対する治療は確立されておらず、日本では承認されていない治療薬を海外から輸入し、全額自己負担で購入する必要があるため、高額な治療費となるそうです。ワクチン接種事業に対する補償は国の責務だと考えますが、3回目接種を勧めていく市として、こうした市民に対する支援や寄り添う姿勢になっていただけないか、見解をお聞かせください。

### <答弁>

新型コロナワクチンに限らず、一般的にワクチン接種では、治療を要する障害が残るほどの副反応は極めて稀ではあるものの、避けることが出来ません。そのため、国による救済制度が設けられており、相談・請求窓口は、接種時に住民登録がある市町村が行っています。新型コロナワクチンの受付は豊中市で行っています。医療機関に作成を依頼する書類に関する相談や、提出書類の確認などにあたっては、請求者の不安な気持ちに寄り添いながら対応しています。

### (意見・要望)

ワクチン後遺症という概念がないまま接種事業がすすめられており、接種はあくまで本人の希望、自己責任ということですが、後遺症が残るという圧倒的少数になってしまった当事者や保護者の気持ちを考えると、言葉になりません。そうした市民の方がいらっしゃることもふまえ、接種時点で豊中市民であった方に市としてできる取り組みを要望しておきます。

## 【政治参画について、まず投票率向上の取組みについて】

(質問)

昨秋の衆議院議員総選挙の投票率で見られた、年齢別、性別ごとなど、過去の選挙との比較において、傾向や特徴、変化などがあれば、教えて下さい。また、2016年に選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、10代の投票率はどのように推移してきたのでしょうか。また、この間、本市は主権者教育及び投票率向上の取組みとしてどのようなことをされてきたのか、教えて下さい。

<答弁>

令和3年10月に執行された衆議院議員総選挙の小選挙区選挙の投票率から伺えることとしましては、まず、平成29年に執行された前回の衆議院選挙に比べて、全国的には2.25%の増のところ、大阪府においては7.81%の増となっており、本市においても7.68%の増となっており、増加率が全国平均よりかなり高くなっています。

年齢別等の特徴として、10代の投票率は、全国に比較して高く男女の投票率もほぼ均衡しています。一方で、20代は、これまでと同様、年代的には一番低く、また、20代から60代までは女性の方が男性より投票率が高くなっています。

今回の選挙の投票率の特徴的な点としては、10代のほか、30代から50代までの年代の増加率が相対的に高くなっていることが挙げられます。

18歳選挙権が実施されて以降の10代の投票率は、国政選挙を例にとりますと、平成28年の参議院選挙が約48%、平成29年の衆議院選挙が約41%、令和元年の参議院選挙が約35%と減少傾向にありましたが、今回の衆議院選挙においては52.93%とこれまでの投票率を上回っています。

これまでの選挙管理委員会が行ってきた主権者教育などの取組みは、明るい選挙啓発ポスター等の募集や成人式などでの啓発のほか、小学校から大学までを対象に出前講座や投票箱等の貸出し、大阪大学と連携による大学内での期日前投票所の設置や教職課程の授業への協力、チラシや投票済証のデザインを依頼し学生等の若者が主体となっている選挙啓発活動団体と協働等に取り組んでいるところです。

(質問)

本市は、昨秋の衆議院議員総選挙では、全国に比べ投票率が高く、若者の投票率も高いことは分かりました。しかしながら、「よく分からないから」、「関心がないから」という理由で選挙に行けてない人が一定割合いることも事実です。

大阪大学のある研究によると、現代日本人の政治的態度や政治意識は、男性の方が女性より積極的で、年齢が高いほど、また学歴が高いほど積極的という傾向があるそうです。より具体的に言うと、大卒の若年層(30歳代以下)の方が、非大卒の壮年層よりも、積極的に政治に関心を持ち参加しているとのこと。つまり、政治参加に消極的なのは、中高卒などの非大卒層だとのこと。過去の国政選挙の際に明るい選挙推進協議会が全国の有権者を対象に実施した世論調査からも、大学・大学院卒で投票に行った方の

割合は、中学・高校卒で投票に行った方よりも約20ポイントも高いことが分かっています。一般的に、非大卒層の方が、雇用が不安定で所得が低い傾向にあり、生活も不安定な傾向にあり、政治的な関与の必要度が高いと考えられます。しかし、実際は、そういった方々ほど、政治に参加していなかったり、十分に政治状況を理解できない状況にあると言えるのではないのでしょうか。このことについて、市の見解をお聞かせ下さい。

また、選挙の際に、「投票に行こう!」などと呼びかけているのは、その大半が大学生や大卒の高学歴層であり、発信内容が拡散して繋がり、伝わりやすい対象も同様の層になっているように思います。つまり、比較的、雇用や生活が不安定で、政治的関与の必要度が高い方々に投票を促したり、政治的状況を周知する取り組みが乏しいのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

投票率に関しては、家族、地域、職域などとのつながりと緊密な関係にあるものと考えられており、例えば、都市部より農村部などの方が高い傾向にあることなどに表れています。生活に困窮している人の多くは他者とのつながりが薄く、地域から孤立している傾向にあると言われています。ご提示の比較的雇用や生活が不安定な状況の人をこのように解しますと、投票率の相対的低さに繋がるのではないかと推測されます。社会的に孤立している場合は、様々な情報との距離が遠く、必要な情報を適時に受け取ることに困難をきたしており、また、このような場合に適切な情報を適時に伝えることも困難が伴います。このことから、いわゆる生活困窮者の支援においては、人との繋がりを構築することにより社会的孤立からの脱却が重要になっており、雇用や生活が不安定な層に政治的状況を周知し投票行動に導いていくためには、コミュニティづくりや地域共生社会の実現などによる社会的包摂を進めていくことが肝要となるのではと考えます。選挙管理委員会としては、このような視点から、この度の衆議院選挙においては、とよの地域若者サポートステーションに若者向け啓発チラシの配架を依頼しました。

## 【社会的包摂の促進について】

(質問)

意見、要望については、後ほどまとめて申し上げることにして、政治参画について、次に社会的包摂の推進についてお尋ねします。先ほどの選挙管理委員会の答弁では、「生活困窮者の支援においては、人との繋がりを構築することにより社会的孤立からの脱却が重要になっており、雇用や生活が不安定な層に政治的状況を周知し投票行動に導いていくためには、コミュニティづくりや地域共生社会の実現などによる社会的包摂を進めていくことが肝要と考える」とのことでした。それでは、選挙管理委員会の答弁を、市民協働部、福祉部はどのように受け止められ、コミュニティづくりや地域共生社会の実現などによる社会的包摂を進めることについて、どのように考えておられるか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市民協働部に関する内容についてお答えします。

コミュニティづくりにつきましては、例えば市民の転入時に自治会・町内会のPRチラシを配布するなどの支援を行う一方、地域自治システムの推進を通じて、自治会、公民分館や校区福祉委員会の連携促進など地域コミュニティの活性化に取り組んできたところです。地域コミュニティに参加することにより、地域課題のみならず、社会課題への関心が高まることが期待できると考えており、引き続き、地域コミュニティの活性化にかかる施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

地域共生社会の推進ということでご答弁申し上げます。福祉部としましては、民生委員活動や各校区での地域福祉活動、各専門相談支援機関との連携を図り、身近な地域の中で共に支え合う社会の実現に努めております。引き続き、誰もが社会とつながり役割をもって活躍が出来る機会や居場所の創出に取り組んでまいります。

## 【学校教育、家庭教育の促進について】

(質問)

次に、学校教育、家庭教育の促進についてお尋ねします。学校教育、家庭教育の経験により、中学生・高校生の政治関心と意見表明への意欲はどう変わるのか分析された早稲田大学のある研究結果によると、社会経済的に恵まれた家庭の子どもほど、政治関心を持ちやすいとのことでした。育ってきた環境で、政治に対する関心度に大きく差が生じることを踏まえると、どれだけ義務教育が、重要かが分かります。そこで、中学校における主権者教育についても、教育と政治に対する参画意識の関連性を考えると、より積極的に取り組むべきと考えますが、見解と課題認識について、教えて下さい。

また、以前、平成26年度からの3年間ですが、教育委員と選挙管理委員と意見交換をする場を設けておられたと思います。選挙権年齢が18歳に引き下げられることを踏まえて、選挙管理委員会から教育委員会への申し出により開始されたと伺っています。意見交換の場では、選挙管理委員の方々からも教育委員の方々からも主権者教育の重要性や、学校現場での取組みの必要性を訴える意見が出されていました。しかしながら、実際に、学校現場での主権者教育の取組みに特段の変化は見られず、子どもたちの政治への参画、選挙への参加意欲や意識の醸成には繋がっていないように思います。そのことについて、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。教育委員と選挙管理委員の意見交換は、大源前教育長の時に行われていたもので、岩元教育長になってからは行われていません。主権者教育の必要性や重要性をどのように考えておられるのか、また、学校現場での政治参画や選挙への参加意欲や意識を醸成させる主権者教育の取組みが進まない、積極的に行われていない現状について、どのように考えておられるのか、教育長の見解をお聞かせ下さい。さらに、今後、あらためて、教育委員と選挙管理委員の意見交換の機会を持つことは考えておられないのか、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

未来を担う子どもたちが、社会を構成する一員としてその意思形成に主体的に関わりよりよい社会をつくっていかうとすることは、民主主義の基盤となるものであり、そのための主権者教育は大変重要であると考えています。中学校で今年度からスタートした新しい学習指導要領では、満18歳への選挙権年齢の引き下げ等を踏まえ、例えば、社会科の公民的分野において、民主政治と、公正な世論の形成や政治参加との関連を扱うこととされるなど、体系的な主権者教育の充実が図られました。各校では、こうした教科学習における取組みを着実に進めているところです。主権者教育は、政治や選挙といった社会しくみを知識として学ぶだけでなく、例えば、少人数のグループで答えが一つでないテーマを議論し、自分の意見を主体的に述べるとともに、他者の異なる意見も聞き、互いに尊重し合いながら折り合いをつけ合意点を見出すような活動も有効な主権者教育につながるものと考えています。新しい学習指導要領では、こうした主体的で対話的な深い学びをめざしており、各校においてはあらゆる教育活動を通してその実践に努めています。また、一人一台タブレットの活用において、インターネット上の情報の真偽を見極めて的確に調べものをしたり、人と適切にコミュニケーションをとる能力を育成するリテラシー教育も、主権者教育の重要な一部であると

認識しており、学校現場においては日々その指導に取り組んでいるところです。

選挙管理委員会委員との意見交換については、相互連携の一つの形であると考えていますが、現時点で特に予定はしていません。

**(質問)**

投票への意識が家庭環境に大きく依存し、親が投票に行くなど、投票が「当たり前」な環境で育った子どもは、有権者になっても投票に行く傾向にあることから、義務教育の重要性と共に、家庭での取り組みも重要と考えます。2016年に公職選挙法が改正され、18歳未満の子どもが投票所に入れるようになりましたが、自治体によっては、投票所でクイズを出して、子どもにプレゼントを配る「親子で投票所に行こうキャンペーン」などを実施しているところもあります。投票への意識が育った家庭環境に大きく影響することについて、また、小さいころから投票所に足を運ぶことで投票意識が高まるとの指摘について、さらに、そのために親子で一緒に投票に行くことを促す取り組みの実施について、選挙管理委員会の見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

平成28年の公職選挙法改正は、ご指摘の通り、選挙権年齢の引き下げに伴い、主権者教育の必要性が高まっていく中で、行われたものであり、小さいころから投票所に足を運ぶことで投票意識が高まり、将来、有権者となった時の投票行動に繋がるものと考えており、選挙管理委員会としては、法改正後、豊中市私立幼稚園連合会総会の折に時間を頂き、選挙管理委員会委員と事務局職員が直接出向いて、幼稚園関係者や保護者に向けて啓発活動を行ってきたところです。

## 【主権者教育と児童会・生徒会について】

(質問)

政治参画について、最後は、主権者教育と児童会・生徒会についてお尋ねします。  
昨年3月、文科省の「主権者教育推進会議」が取りまとめた「今後の主権者教育の推進に向けて」(最終報告)では、新学習指導要領において、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」が挙げられていることに触れた上で、「主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない論争的な課題に対して、児童生徒が自分の意見を持ちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いを付けたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となる」とされています。

「主権者教育」とは、単に政治・経済・社会についての知識を習得させることよりもむしろ、現実、つまり学校教育、児童・生徒にとっては学校での生活ということになりますが、「学校生活の中での現実の課題にどのように対処していくのか」こそが、何よりの「生きた教育課程」ではないでしょうか。その観点からは、児童会・生徒会の活動は、大変重要な意味を持つものと考えます。今日は、主に中学校の生徒会を想定して質問します。まず、生徒会活動は、学習指導要領の中では、どのような位置づけとなっているのですか。次に、生徒会の規約等について。目的や権限の範囲、意思決定の仕組みや方法など生徒会の規約等については、明文化されていますか。それは誰がどのように決めているのですか。生徒会自身で改正できるのですか。生徒会のルールは、生徒会自身が決めるべきではありませんか。以上、答弁を求めます。

<答弁>

まず、生徒会の学習指導要領上の位置づけについてですが、学校の全生徒をもって組織する生徒会においては、生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参画の活動を通して、活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導することとされています。次に、生徒会の会則・ルールなどについては、各学校により定め、生徒手帳への記載などにより周知しております。また、生徒会による改正は、生徒総会などの所定の手続きを経た上で可能であり、生徒会のルールについては、例えば、生徒会選挙については、その運営についても生徒会が考えて実施しております。

(質問)

生徒会は、各学校でさまざまな活動に取り組んでいるそうですが、主なものとしては、あいさつ運動、ベルマーク・ペットボトルキャップ等回収、目安箱設置、昼放送による情報発信、赤い羽根募金、クラブ紹介、体育大会応援、生徒会だよりの発行、各委員会活動などがあると聞いています。それぞれ有意義な活動とは思いますが、何よりも、「学校の主役である生徒自身が学校運営に主体的に関わること」こそが、生徒会活動の中心であるべきではないかと考えます。その観点からは、学校内のルール、つまり校則について、生徒会を通じて生徒自身があり方を考え、改正したり廃止したりすることは、とても大切な

ことだと考えます。質問です。まずは、各校の校則はどのようになっているのか、お尋ねします。そもそも「校則」とは何ですか。誰が、どのように決めているのですか。また、それはどのように生徒や教職員に周知されているのですか。生徒会による改廃は可能になっていますか。生徒に適用されるルールは、生徒会を通じて生徒自身が決めるべきではありませんか。明文化された校則以外にも、校内には様々なルールや決まりがあると思います。それらの決定・改廃について、生徒会は関与していますか。たとえば、制服の選択、服装のルール、学校に持ち込んで良いもの・・・等々、明文化はされていなくても事実上の「校則」として機能しているルールについて、生徒会は関与していますか。関与できる仕組みとすべきではありませんか。あるいは、購買部で取り扱う商品、清掃で使用する用具の購入、「ウォータークーラーを増やしてほしい」といった要望等々を、生徒会で取りまとめ、学校当局と交渉する、といったことはありますか。生徒会が関与できる仕組みを整えるべきではありませんか。児童会や生徒会以外にも、学校全体ではなく学級内のルール等について、児童・生徒が話し合っただけで自主的にルールを定め、学級運営している事例はありますか。各学校において、児童・生徒の自主的な学級運営を促していくべきではありませんか。座学よりも、学校生活において、「自分たちのルールを、自分たち自身で決める」「自分たちの学校を、自分たちで運営する」という取り組み、自分たちの代表として生徒会役員を選出し、生徒間の議論を生徒会で集約し、教職員や PTA、教育委員会等と交渉するといった実践こそがなによりの主権者教育なのではありませんか。生徒会が、「生徒による自主・自律・自治の組織」として 機能するよう、仕組みを整え、促していくべきではありませんか。

#### <答弁>

校則とは、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律です。校則は、各学校により定めております。校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされており、各学校により、校則は、冊子の配布や生徒手帳への記載など、紙ベースで周知しています。次に校則の内容の見直しについては、最終的には校長権限とされていますが、生徒会の場合を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けるなど、生徒会の参画による見直しは可能です。実際に、例えば、「女子のポウタイ着用自由化」に向けて取り組みを行い、校則の見直しを行った中学校がございます。校則については、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた内容とするべきであり、校則の見直しにあたっては、生徒に主体的に考えさせる機会を設けることにより、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていくという態度を養うことにつながると考えております。校則以外の校内の様々なルールや決まりの見直しなどについて、生徒会が関わることはできます。例えば、昼休みの体育館の開放について生徒会主導で実施した中学校や、教育委員会が実施していた光熱費削減関係事業(フィフティ・フィフティ)に生徒会主導で参加し、ウォータークーラーを設置できた中学校がございます。また、各学級においては、状況に応じて、学級内の各種ルール全般について、教員の指導のもと児童生徒が話し合っただけで決めているほか、各学年の取り組みとして、いわゆる置き教科書、席替え、休み時間のルールなどを生徒が話し合っただけで決めている



中学校がございます。生徒会活動を含め、中学校においては、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、協力し合って集団活動が行えるようにすることが大切と考えております。ただし、生徒会活動は内容・範囲が広いことなどから、生徒会活動を活性化して教育的価値を高めるためには、教員の適切な指導と活動機会の計画的確保などを含めた学校の指導体制のもと、生徒会が運営されることが必要であると考えております。

### (意見、要望)

政治参画について、意見・要望を申し上げます。投票率の向上は一つの指標として捉え、選挙管理委員会だけでなく、市民協働部や福祉部なども連携、協力して、社会的に孤立している方々と政治や行政の距離を近づけたり、社会とのつながりを強める取組みに尽力頂きたいと要望しておきます。また、教育長からは「未来を担う子どもたちが、社会を構成する一員としてその意思形成に主体的に関わりより良い社会をつくっていかうすることは大変重要であると考えている」との答弁がありました。そのお考えを教育委員会や学校現場の教職員の方々にも浸透させて頂き、義務教育課程における主権者教育の取り組みの充実につなげて頂きたいと要望しておきます。

さらに、選挙管理委員会には、投票率向上のための啓発活動とともに、投票所に有権者の足を運ばせるような子連れ向けのキャンペーンや、投票に行けばデジタル地域ポイントが付与されるといった取組みも今後ご検討頂きたいと要望しておきます。

最後に、主権者教育と児童会・生徒会の活動についてですが、新学習指導要領の方針についての中央教育審議会答申では、「国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが重要」とあります。こうした力は、現実の生活の中での課題について、より良い方向を模索する具体的な取り組みの中でこそ培われていくものです。小中学校の児童・生徒が、書物ではなく現実の学校生活の中で直面する様々な問題について、児童・生徒同士で、また必要に応じて教職員やPTAとも話し合いながら、自分たちで最適解を見つけ出そうと努力することこそが、主権者教育の推進にとって最善・最良の実践であり、児童会・生徒会活動を通じて、自分たちの学校を自分たち自身で運営する、自分たちのルールは自分たち自身で決めるという取り組みが、その中核となるべきではないかと申し上げます。

## 【人口の考え方と推計方法について】

### （質問）

人口の考え方と推計方法について伺います。人口の考え方について、定住人口、関係人口、交流人口に大別できますが、豊中市はどのように定義しているのか、またそれぞれについて現状をどのような指標で把握しているのか、市の見解を求めます。

### ＜答弁＞

定住人口は、本市に住んでいる人口の事で、近年は転入者が転出者を上回る社会増により増加傾向を示しています。交流人口は、本市に関心を持ち、市内の事業に参加する市外からの来訪者の数などを指標に設定しています。関係人口は、本市に強い想いを持ち、積極的に本市に関わる市外の人のごことで、地域の担い手になることが期待されています。子どもの居場所づくりやイベントなどの運営に関わる市外の人やふるさと納税における市外寄付者の数などを指標に設定しています。

### （質問）

定住人口は定量的な計測はしやすいものの、関係人口や交流人口は推計することが難しいですが、例示された指標が適切とは思えません。定量的な計測をして、その傾向を分析できてこそ、都市経営ができていくのかどうかを評価できると思いますが、この点について市の見解をお聞かせください。

### ＜答弁＞

関係人口や交流人口は、地域経済の好循環や経済波及効果をもたらすことにつながるものであり、地域の発展に欠かせないものであると考えます。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においてもそうした考え方を基調とし、まちの魅力発信や人々の交流を進める具体的な施策や指標を、第2期ブランド戦略に位置付けて取り組んでいます。学校跡地の活用や原田緩衝緑地の整備、千里ニュータウンの再整備などのハード事業に加えて、市内外の多くの方に参加頂けるようなイベントの開催や市の魅力の発信などにより、関係人口や交流人口の増加、ひいては定住人口の増加につなげていきたいと考えています。

### （意見・要望）

まず、指標を特定し、定点観測して評価していくことを求めておきます。現状ではあまりにふがいないと言わざるを得ません。定住人口の右肩上がりは困難ですが、交通至便な本市において関係人口、交流人口はまだ増やしていく余地があることを意見しておきます。

## 【定住人口とデジタル地域通貨の活用について】

(質問)

定住人口とデジタル地域通貨の活用について伺います。定住人口を増加させるため、本年度から発行を予定しているデジタル地域ポイントを活用し、豊中市民として住めば住むほどポイントがたまる定住ポイントを付与するのはいかがでしょうか。一日一ポイント付与され、市内で使えるというアイデアです。転居の際も豊中市内で検討してもらえるようになりますし、単身赴任や下宿の大学生などが住民票を移さない現状を念頭におけば、住民登録をすることで得をする仕掛けになります。市の見解をお聞かせください。

<答弁>

本市ではこれまで、安心して生み育てられる環境整備をはじめ、教育環境や各種相談・支援体制の充実、都市基盤の整備など様々な施策を進めてきました。その結果、令和3年度に実施した市民意識調査では、豊中市に住み続けたいと答えた割合が86.5%で前回より1.5ポイント上がりました。また、令和2年の国勢調査では、30年ぶりに40万人を超えるなど、多くの方々に評価頂いています。引き続き、住みたい、住み続けたいと思って頂ける魅力あるまちづくりを進め、定住人口の増加につなげていきます。ご提案の住民登録をした人への定住ポイント制度については、費用対効果や事業の継続性、他市事例等について調査します。

(質問)

ぜひ積極的にご検討ください。市民全員に付与すれば、40万人が知るところとなります。そこで、財源の一部を確保する手段として通貨単位をネーミングライツにしてはどうでしょうか。尼崎市ではあま咲(あまさき)コインが発行されていますが、豊中市だとマチカネコインになろうかと思うのですが、このコイン名を企業名や商品名にするという提案です。たとえば豊中市を創業地とするコナミホールディングスであれば、コナミコイン、Iコナミ、穂積蒲江線の開通に協力してくださった大日本除虫菊であれば、キンチョーコイン、Iキンチョー、豊中市に本社を置く天藤(あまとう)製薬であれば、アマトウコイン、Iボラギノールという感じですが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

ご質問頂いたご提案は、未だ先行事例のない新しいアイデアであると感じています。しかしながら、デジタル商品券は一度試行したものの、このデジタル地域ポイント付与の仕組みは次年度に新たに立ち上げるものであり、現時点では、市民に広く伝播する広告媒体としての価値を企業にアピールできるだけの実績が足りないと考えています。また、厳しさが続く現在の地域経済状況やネーミングライツの手法自体への現時点での企業の関心度合い、表記をめぐる実務上の対応等、慎重に検討して行くべき課題等も散見されますが、まずはデジタル地域ポイントの運営を着実に積み重ね、多くの市民の

皆さんからの参加と評価を頂くことを目標にしながら、こうした課題等やあわせて様々な公民連携のしくみ、民間活力の導入手法について調査研究してまいります。

**(意見・要望)**

これまではハコモノに対するネーミングライツでありましたが、市有施設では限界があります。今回はおそらく全国初の地域通貨に対するネーミングライツということで世間の耳目を集めるに違いないと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

## 【関係人口と誘致活動について】

### （質問）

関係人口と誘致活動について伺います。関係人口について、豊中市は昼夜間人口比率がネックとなって、中枢中核都市に選定されなかった経過があります。そのためには、大学や企業などの誘致に努める必要があります、南部地域の学校跡地はこうした目的で活用される必要があると思いますが、市の考え方をお聞かせください。今、市が取り組もうとしている学校跡地の在り方は、地域の利便性や内需ばかりに目が行き、関係人口に力点がおかれていないと考えますが、市の見解をお聞かせください。

### ＜答弁＞

南部地域の学校跡地における大学や企業などの誘致につきましては、南部地域のまちの魅力である音楽やスポーツなどの4要素を活かした、企業等の誘導を図ることで、南部全体の地域活性化につながる重要な取組みであると認識しております。昨年実施したサウンディング調査や事業者等からのヒアリングも参考に、どのような跡地活用が南部地域全体の魅力向上につながるのか、引き続き検討して参ります。併せて、南部地域については、市内で唯一人口が減少している地域であることから、学校跡地を中心に、民間投資も呼び込みながら住みたい、訪れたいと思ってもらえる拠点づくりを進めて参ります。そうした取組みの結果、定住人口、関係人口、交流人口の増加につながればと考えています。特に、関係人口については、昨年南部地域で実施した音楽やスポーツ等のイベント時において、市民だけでなく、地域外の事業者など多くの方々にもご参加頂きました。今後も南部地域の魅力やイベント等を広く発信し関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

### （意見・要望）

大学や企業の誘致も選択肢であり、実践いただくことを要望しておきます。塩野義製薬の研究所以来、耳目を集める企業立地がありません。森友学園の例を見ても、豊中は選ばれる価値のある地理的条件にあるはずで、大学のみならず、専門学校や高校などにも幅を広げて取り組んでくださいますよう、お願いしておきます。

## 【交流人口とインフラ整備について】

### （質問）

交流人口とインフラ整備について伺います。交流人口は、観光施策と直結します。千里川土手に整備される公園はこうした観点から大変重要であると考えます。インターネット上では滑走路の様子を固定カメラで撮影しているチャンネルに何万人の登録があります。こうしたネット上のコンテンツがきっかけとなり、訪れてみたい町へと仕掛けて行く必要がありますが、公園整備の在り方、空港の活かし方について市の見解をお聞かせください。また、以前に阪急電鉄が構想を打ち出した曾根駅から大阪国際空港を地下で結ぶ路線について、現状を把握しておられるのかお聞かせください。

### ＜答弁＞

今や原田緩衝緑地に隣接する千里川土手は、その圧倒的な着陸風景を見ようと、飛行機ファンのみならず、遠方からも多くの方々が訪れる人気スポットとなっています。このため、今回の整備にあたっては、こうしたロケーションの魅力を最大限に活かしながら、市外からの交流人口を獲得する視点が欠かせないものと認識しています。また、インターネット上で広く注目を集める方法などについても検討してまいります。具体的な整備内容については、令和4年度末以降、事業者の提案を求めた後に決定することとなりますが、将来的には、この原田緩衝緑地と大阪国際空港や空港周辺の魅力スポットとの連携・誘導の可能性について調査研究していく必要がるものと認識しています。

大阪空港線につきましては、これまで阪急電鉄、大阪府、豊中市の3者で勉強会を行い、需要や効果及び技術面などについて意見交換を行ってきました。現在、阪急電鉄が引き続き検討を進めていると聞いておりますが、具体化の際には、阪急電鉄をはじめ、国、府及び空港関係者等と協議・調整を進めて参りたいと考えております。

### （意見・要望）

野田中央公園は空から見ると、園内施設が音符やピアノに見えるそうですが、上から眺める機会がありません。着陸直下の様子を機内の客席モニターで見れるようにするなどの仕掛けをエアラインと検討いただき、新設される公園には「WELCOME TOYONAKA」と上空からでも見えるようなPRをお願いしておきます。また、豊中出身のアーティストが豊中で野外ライブをしようと思っても、ローズ球場はつかえないそうです。こうしたところも見直していただくほか、「一万人の規模で動員できるのに、場所がない」という課題も、あわせて指摘しておきます。

## 【結婚支援、晩婚化・非婚化への取り組みについて】

### （質問）

結婚支援、晩婚化・非婚化への取り組みについて伺います。晩婚化、非婚化が進む現代社会ですが、以前から要望してきたわけですが、近年では多くの自治体で婚活支援事業を実施するようになり、国からの補助金もあると聞いております。豊中市としても取り組みが必要だと考えますが、市の意欲をお聞かせください。

### ＜答弁＞

結婚支援について、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会からは、多様な生き方や自由な選択肢が認められてきている状況の中で、自分の人生を歩める環境づくりや自発的に出産や子育てをしたくなる環境づくりが、最終的には人口増につながっていくのではないかという意見がございました。こうした意見なども踏まえ、本市では、出産や就労など、様々な場面での支援の充実をはじめ、仕事と子育てを両立できる環境整備や地域全体で子どもを守る環境づくりに取り組んでいるところです。一方で、新型コロナの影響もあり、結婚を取り巻く環境は大きく変化してきていると認識しております。大阪府をはじめ、他の自治体でも、結婚支援に取り組んでいるところが増えてきております。そうした状況も踏まえ、他市の調査や、来年度には次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討に入りますので、改めて審議会での意見も聞きながら調査研究してまいります。

### （質問）

大阪府をはじめ、実施している自治体の事例をふまえ、早急に取り組んでください。コロナ禍において、なかなか出会いの場も少なくなり、自ずと出生数にも拍車がかかる状況を市はどのように考えていますか。晩婚化、非婚化が進んでいくことについて、市はどのような対策をお持ちですか見解をお聞かせください。

### ＜答弁＞

先月、厚生労働省から令和2年の人口動態統計の概況が示され、出生数は調査開始以来最少の84万人、婚姻件数についても前年より7万3500組少ない52万組となるなど、少子化、未婚化が進んでいるという結果が示されました。少子化、晩婚化、未婚化の要因については、個人の価値観や経済的理由などの他に、新型コロナの影響も起因している可能性があり、今後さらに少子化に拍車がかかることが予想されます。こうした要因分析も含め、今後の対策について検討して参ります。

### （意見・要望）

安価にはじめられるアプリでの出会いは、危険性をはらんでいます。一方で信用のある結婚相談所などは、経済的な負担が大きくなります。かつての福祉会館2階は結婚式・披露宴会場として利用されたと仄聞しており、経済的事情に配慮した公共による支援で

あったと認識しています。時代は変化し、よかれと思ったお節介がセクハラと言われるようになり、縁結びもしにくい時代になりました。長年にわたる要望事項であり、行政による主体的な取り組みをお願いしておきます。



## 【フェムテックについて】

### （質問）

フェムテックについて伺います。女性が活躍する社会を実現するための手段として注目を浴びていますが、フェムテックとはどういうもので、施策としてどのように生かすことができるのか、市の認識をお聞かせください。

### ＜答弁＞

フェムテックとは、女性 Female と技術 technology からの造語で、女性の健康課題を解決するためのサービスや商品を指します。月経や妊娠・不妊、更年期など女性特有の健康課題をフェムテックを用いて解決していくことは、働く女性の仕事やキャリアの障壁の除去にも有効だと考えます。本市は、これまでも性と生殖に関する健康支援施策に取り組んできましたが、令和4年度を始期とする第3次男女共同参画計画において、基本課題の一つに掲げ、女性の健康支援の推進に取り組んで参ります。取組みにあたっては、関係課などと連携し、情報提供や相談支援などの充実に取り組んで参ります。

### （意見・要望）

ある調査では、女性が一か月のうち、フルパフォーマンスを発揮できるのは10日に過ぎず、男性と比べてアンフェアです。海外では解決のためのサービスや商品が普及していますが、日本では女性特有の生理現象には触れることもタブー視されがちです。第三次男女共同参画計画の推進にあたり、フェムテックの積極的な活用を求めておきます。

## 【子どもに関する施策・制度への所得制限について】

(質問)

本市でも年末から給付を開始された子育て世帯への臨時特別給付金について、今年の12月議会において、市独自で所得制限を撤廃し、支給対象外となる世帯の子どもたちや保護者、養育者の孤立感、疎外感の解消を図るべきとの立場で、同じ会派の議員が質疑や討論をしました。この件は、市民フォーラム議員団が12月定例会の初日に取り上げられましたし、自民新風会議員団も最終日の討論で所得制限の撤廃を求められました。また、担当課である子育て給付課をはじめ市に対して市民の方々からも所得制限の撤廃を求めるご意見やご要望が少なからず寄せられていると伺っています。市長は、そのような市議会の動きや市民の方々からのお声をどのように受け止めておられるのでしょうか。12月定例会閉会后、所得制限により支給対象外となる世帯へ自治体独自で給付金を支給することに対し、国は地方創生臨時交付金の活用を認めました。さらに、府内の自治体や近隣の中核市で市独自に支給対象外となる子育て世帯に給付金を支給する動きが少なからず出てきています。NATSの構成自治体である西宮市、尼崎市、吹田市も所得制限世帯に対して給付金などを支給する中、何故、未だに本市は支給に踏み切らないのか、もしくは踏み切れない事情や理由があるのか、市長の答弁を求めます。

<答弁>

子育て世帯への臨時特別給付金は、子どもたちを支援し未来を拓くという観点で、子育て世帯を支援する目的であるならば、一昨年の特別定額給付金と同様に、所得制限を設けることなく、国の責務として、一律・公平に支給する制度設計が望ましかったと考えております。

12月議会でも答弁いたしました通り、国制度を補完する事業を市独自の財源で行う場合は、子育て施策全般の中で検討が必要と考えます。例えば、子どもを養育しているのに離婚やDV被害により給付金を受給できなかった世帯に対しては、国に先駆けて独自に給付を行ったところでございます。コロナ禍において、子育て世帯がどのようなことに困窮されているのかを把握し、必要なところに必要な資源を投入していく考えであります。

(質問)

子育て世帯への臨時特別給付金は、もともと対象児童1人あたり5万円を現金給付し、今春に5万円分のクーポン券を給付する予定としていたものを、本市は市民からの電話やメールなど、市民ニーズを踏まえ、10万円の現金一括給付に変更決定しました。また、市長は、子どもを養育しているのに離婚やDV被害により給付金を受給できなかった世帯に対する給付を市独自で実施することを国に先駆けて決断されました。なぜ、10万円の一括給付は、市民の声など市民ニーズを踏まえ、柔軟に対応され、離婚やDV被害により給付金を受給できなかった世帯へは市独自の給付を決断された一方で、所得制限の撤廃については、頑なな姿勢を崩されないのか、市長の答弁を求めます。市長は、所得制限により給付を受けられない子どもたちや家庭のことをどのようにお考えなのでしょうか。本来は国の事業であり、国が所得制限など設けなければよかったです。

話ですが、国が制限を撤廃すべきだからと言って、本市が何も対応しなければ、本市で支給対象外となる世帯の子どもたちや保護者の孤立感や疎外感は全く解消されません。このことは、市長が常日頃おっしゃる「誰一人取り残さないまちづくり」の理念に反し、しかも市長が特に目を向けておられるはずの子どもたちの間で分断や疎外を生み出していることになっていると考えますが、市長の見解をお聞かせください。そもそも、子どもに関する制度や施策に所得制限を設けること自体、止めるべきだと思いますし、国に対しても強く撤廃を求めていくべきと考えますが、あわせて市長の見解をお聞かせください。

<答弁>

子育て世帯は家族構成や経済、生活状況など千差万別であり、行政に望まれる内容は様々です。経済的な支援については、生活困窮など、より困難な状況にある市民を対象にすることが、行政の使命と考えます。そのため、令和4年度には、奨学金を受給する大学生等の学びを支援するための給付金や経済的理由で就学困難な世帯への臨時的給付のご提案をしているところです。この他、児童相談所設置に向けた準備をはじめ、家庭訪問型の家事・育児支援の拡充やヤングケアラー支援に関する専門相談窓口の設置など、これまで以上に子育て支援を充実して参ります。国に対しても施策のさらなる拡充を引き続き求めると共に、子育て世帯への支援を力強く推し進め、本市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に向けて取り組んで参ります。

(意見・要望)

所得制限についての考えを聞いているにも拘らず、ただいまの答弁で市長は、所得制限を受けている世帯や、所得制限の撤廃に関しては、一切述べられませんでした。残念です。生活困窮などにより、困難な状況にある市民を支援することは全く否定しませんし、むしろ、積極的に支援すべきだと思います。家事育児支援の拡充やヤングケアラー支援の充実も重要だと思います。しかし、それらとは別に、国の愚策により、孤立や分断、疎外を受けている子どもたちやその家族に、市が独自に所得制限を撤廃し、給付金を支給し、寄り添う姿勢を示すべきではないでしょうか。お忘れになられている方もいるかもしれませんが、今回の給付金における所得制限は、世帯所得ではなく、主たる生計維持者の所得に応じてかけられており、世帯所得で比較すると、所得制限を受けている世帯と受けていない世帯で、総所得の逆転現象や給付金の支給有無の不公平が発生しています。そもそも、今回の臨時特別給付金は、経済的支援を目的としたものではないことから、生活困窮度で支給の有無が考慮されているものではないはずです。所得制限により受給できない子どもたちや家庭を優遇して欲しいとは言っていません。ただ、そういった子どもたちや家庭にも少しは目を向けるべきではないかと言っているのです。正直、タイミングを逸してしまった感は否めませんが、今からでも所得制限により国の子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった子どもたちに対し、本市独自で給付する市長の英断を要望すると共に、子どもに関する制度や施策への所得制限は撤廃すべきであると国に対して求めることを要望しておきます。

## 【感染拡大期の保育体制の維持について】

(質問)

感染拡大期の保育体制の維持について伺います。これまでも新型コロナウイルスの感染が拡大するたびに、保育所やこども園、放課後こどもクラブの保育体制の維持が危惧されることがあったかと思いますが、今年に入り、オミクロン株の感染拡大が深刻化し、感染者だけでなく、濃厚接触者の急増により、保育士や放課後こどもクラブ指導員の自宅待機等で保育体制の確保が厳しくなる園やクラブが少なからずあったと伺っています。そんな中、保育所やこども園、放課後こどもクラブの利用者に対して、家庭保育の協力要請を出す自治体もありました。自粛要請を否定するつもりはありませんが、利用者の立場からすると、基本的に利用者は利用せざるを得ないから利用しているはずではないかと思います。そこで、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が市域に発令されている期間については、保育料等を利用しなかった日数に応じて日割りで返還するルールを市として作ってはどうかと考えます。そうすることで、減額されるなら頑張っ家庭保育しようとする方が少なからず出てくるのではないかと思います。利用者が抑制されることで、必要な保育体制の維持に繋がり、結果的に、利用者にとっても、従事者にとっても安心や安全につながるのではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、本市におきましては、まん延防止等重点措置の期間中、感染リスクの高い場所への外出等を除き、市民に不要不急の外出自粛を要請していないことから、市内就学前施設では、全ての利用者に一律に家庭保育の協力を依頼しておりません。対応としましては、各就学前施設が、施設内の感染拡大状況や保育体制の維持の観点から必要と判断された場合には、保育料等の日割り減額を伴う家庭保育の協力を依頼できるものとし、協力依頼の有無やその期間については、施設によって異なります。

今般のまん延防止等重点措置の期間延長に伴い、当該対応について利用者にご理解頂くよう、改めて市ホームページや各施設への通知等を通じて、周知を行ったところです。今後とも感染拡大期において、保育が必要なものに保育の提供がされないことが無いよう、各施設と情報共有・連絡を密にし、保護者をはじめ、保育士等職員も安心・安全に教育・保育を継続できるよう努めて参ります。

(意見・要望)

保育園やこども園の全ての利用者に一律に家庭保育の協力を依頼しないとする本市の対応については賛同します。ただ、今回、提案していることは、就学前施設が家庭保育の協力を依頼するか否かにかかわらず、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中であれば、施設を利用しなかった日数に応じて保育料等を日割りで返還する仕組みを講じてはどうかということです。現在のような新型コロナウイルスの感染状況が、今後どの程度、続くか、また、収束した後の再拡大の見込みも読めない中で、家族に基礎疾患をお持ちの方や高齢の方がおられることで、子どもが感染してくることを恐れたり、子ども

自身がコロナ感染を恐れたりといった理由で、施設の利用を控えておられる家庭もあると思いますが、市として個別対応は難しいと思います。また、現状の様に就学前施設の判断とせずに、市の方針として、特定の期間中における保育料等の日割り減額のルールを設定することで、施設側の物理的、精神的負担の軽減に繋がると思います。ぜひ、新型コロナウイルスの感染拡大が続いたり、将来的な感染拡大期への対応策として、また、家族の事情等で施設を利用できない家庭への対応策として、まん延防止等重点措置期間中の施設を利用しなかった日数に応じて保育料等を日割りで返還する仕組みの構築など、ご検討頂くことを要望しておきます。

## 【多子世帯支援について】

(質問)

多子世帯支援について伺います。日本の経済的状況はバブル崩壊以降、分野別では好景気に沸くこともありますが、全体で見ると閉塞感が漂っております。このことがかつてよりも所得の格差をうみ、貧困の連鎖にもつながっていると思われまます。バブル景気は実態の伴わない需要に基づいて膨れ上がっていたものであり収縮するのは必然であるわけですが、では景気を良くするためにはどうすればよいかというと、人の数を増やせば実態としての需要が増加しまちなかの景気は良くなります。バブル崩壊の影でわかりにくかったわけですが、この間、1997年からは生産年齢人口が減少に転じ、その後、2005年頃から総人口としても減少に転じてきています。つまり、人間が減ってきていることによる需要の減少が多くの実体経済を担う産業に影響をもたらしていることに気づくのが遅すぎたか、あるいは未だに気づいていない人がいることが問題であり、これが政策決定を担う政治家においても共有されていないのが最大の問題ではないのかと考えています。先進諸外国と言われるところはすべからく少子化の影響を受けていますが、日本ほどの景気低迷をしている国はなくそれらとの違いは、社会として子供を育てるという意識と仕組みの転換をしたか、あるいは移民を受け入れているか、もしくはその両方の政策をとっているかの違いです。そのいずれの政策も選択しないというのは政治の責任逃れであり、未来への責任を果たしているとは言えないのではないかと考えます。現状から、子供を増やすというところまではいかないにしても、なんとか減少幅を緩やかにする方策を考えることは社会保障制度の行く末などを考えてもすべての世代に影響することであり、このことを単なる個人的問題として処理している限り、この国の未来は決して明るくならないと確信しています。つまり、子供を産み育てることは次世代の育成のことであり、持続可能な社会の実現には必要不可欠な問題であります。このような考えから子育て支援は社会の役目として拡充していくべきであると考えており、とりわけ多子世帯への支援についてお伺いいたします。多子世帯とは一般的に子供が3人以上いる世帯のことと考えられます。現在、保育料の減免等は行われていますが、それ以外に市として独自に行われている多子世帯支援制度がありましたらご説明ください。

<答弁>

保育料や放課後子どもクラブの会費については、第2子目以降の軽減がございます。また、多胎児支援として、多胎児家庭育児支援事業やファミリーサポートセンター利用料補助を行っております。これに加え、多子世帯を対象と銘打ったものではございませんが、子育て世帯に対し、児童手当や児童扶養手当の支給をはじめ、18歳まで対象年齢を拡大した子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成などの経済的支援を行っております。

(質問)

お隣の池田市では例えば市内金融機関の協力をいただきながら第2子までは1万円、第3子以降5万円の積立定期預金通帳を贈呈したり、自動車メーカーの協力で第3子

以上を出産した人に普通自動車の3年間無償貸与といった制度が設けられておりますが、豊中市も市内事業者に協力を仰ぎ何らかの独自制度の創設を検討してはと提案しますが見解をお聞かせください。

<答弁>

現在、出産等の機械をとらえて、直接的に子どもの人数に応じた給付を行うような事業については行っておりませんが、さらなる支援につきましては、経済的支援とあわせ、子育ての不安や負担感の軽減を図る支援について、子育てにおける困難さの度合いなどにより、優先度を考慮し、国・他市の状況を注視しながら、調査・検討してまいります。なお、事業者の協力につきましては、現在も、企業との協定のもと、見守りネットワークの強化や子育て子育て情報の発信などの取組みを協働で進めております。多子世帯も含めた多様な子育てニーズに対応していくため、引き続き、企業・事業やとの連携・協働も含め、効果的な手法を模索してまいります。

(意見・要望)

豊中市としても独自の制度の創設について調査検討していただけるということで、現段階では了解しておきます。

## 【教科担任制の拡充について】

### （質問）

教科担任制の拡充について伺います。新年度において、小学校の教科担任制が拡充されるとのことですが、これまで、教員負担の軽減と教育の向上を両立できる可能性のある取り組みとして提案してきており、拡充されることは率直に評価させていただきます。まずは新年度における内容を詳しくご説明ください。

### ＜答弁＞

来年度に実施予定の小学校高学年教科担任制は、授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続などを目的として、全小学校の5年生及び6年生のすべての学級において、外国語、理科、算数または体育のいずれかの授業について教科担任制を実施するために、市費により任期付常勤講師又は非常勤講師のいずれかを全小学校に配置し、専科教員・加配教員等や交換授業と併せて教科担任制を実施することにより、教育の質を向上させるとともに、教員の負担軽減にもつながると考えております。

### （意見・要望）

教員にとっても負担が軽減されるだけでなく、子どもたちにとってもより質の高い教育を受けることができる教科担任制の拡充を高く評価します。今後、その成果や課題を踏まえつつ、更に拡充されることを要望いたします。しかし、講師の配置が想定通りうまくいくのでしょうか。慢性的な講師不足を考えると、一抹の不安が残ります。講師不足の一因として、教員志望者の相対的減少や、それも影響しての採用倍率の低下があります。そこで、次は、教員採用についてうかがいます。



## 【教員採用について】

### （質問）

教員採用倍率の低下により、その質の確保が新聞報道等でも最近頻繁に話題になってきておりますが、特に小学校教員の採用倍率が全国平均では2倍台になっており課題があると認識しています。我々の会派所属議員は数年前よりこのことを予測して課題提起し対策を求めてきましたが新年度における何らかの取り組みはあるのでしょうか、答弁を求めます。

### ＜答弁＞

教員採用については、教員の働きやすさを積極的にアピールすることにより、教員の安定的確保に努めているところであり、例えば、教員を支援するスクールサポートスタッフ・ICT 支援員などの配置や、公務支援システムの導入などを行っております。こういった取り組みもあり、豊能地区の小学校教員の採用倍率は、平成27年度以降3倍以上を保っており、全国平均と比較すると概して高い倍率を維持しております。また、教員確保の取り組みについても教員養成課程のある大学等への説明会を実施するなど、積極的な採用活動を行っているところでございます。また、次年度は市費負担講師の増員をしてみたいと考えております。

### （質問）

先般の議会でも確認いたしましたが、小学校の教科担任制であれば、所持免許の教科に相当する教科であれば、中学校免許でも小学校で授業を受け持つことができる、ということでありました。小学校の教科担任制の拡充は、中学校免許所持者の採用を増加させることで対応するのが、現状の中では最善と考えますが、見解をお聞かせください。

### ＜答弁＞

小学校の教科担任制の実施のための、来年度配置予定の市費任期付常勤講師の採用にあたっては、小学校教員免許所持者に加え、中学校教員免許所持者の方の採用も行っております。令和5年度(2023年度)以降の当該講師の採用についても、優秀な人材の確保ができるよう、引き続き採用のあり方を検討してまいります。

### （意見・要望）

提案した方法も、選択肢の一つとして認識されているものと理解しておきます。引き続き、あらゆる方法を駆使しながら、採用の水准确保に努力されることを要望いたします。

## 【オンライン授業の課題について】

(質問)

オンライン授業の課題について伺います。コロナ禍において、オンライン授業が常態化しています。現場の教員のみならず悪戦苦闘しながら対応されているようです。オンライン授業を受けた児童・生徒から意見を聞きましたら、「先生の声が聞こえない」「黒板の字が見えない」といった声が少なからず上がってきます。現状のオンライン授業がどのように展開されているかという、教員用のタブレットで黒板や先生の顔が映るように設置しながら、通常の授業をしているというのが実態のようです。当然のことながら、先生は目の前の教室にいる子どもたちへ対応しながら同時に画面の向こうの子どもたちにも対応しなければならないという状況です。このやり方では教員への負担が大きくなるか、オンライン授業を受けている子どもたちが置き去りになるかのどちらかの結果になっているはずで、早急に対策が必要と認識いたします。そこで、スクールサポートスタッフの拡充をし、各クラスでオンライン授業の際にタブレットのカメラの向きを授業の進み具合に応じて変えるなど、授業支援を行う人員の確保をすべきと考えますが見解をお聞かせください。

<答弁>

オンライン授業の円滑な実施にあたっては、ICT機器の操作やICTを活用した効果的な学習などについて、より一層の支援が必要であると考えており、今年度から配置しておりますICT支援員28名を、来年度は58名に拡充し、各学校のICTを活用した授業支援を充実させる予定であり、引き続き、ICTを活用した授業等の実施に係る教職員への一層の支援に取り組んでまいります。

(質問)

アフターコロナを見据えても、オンライン授業対応は、これからも継続的に必要になる取り組みではないかと認識いたします。そうであるなら、いっそのこと、オンラインを前提とした授業の進め方を検討してみたらどうかと提案いたします。具体的には、オンデマンド型の各教科の単元ごとの説明・解説映像を作成し、教室で授業を受ける子どもたちにもそれを見せながら、クラスごとに先生が授業を進めていく、というスタイルにしてみてもどうかということです。映像を各学校共通で使うものとして作成することで、現場の教員の授業準備負担を軽減でき、かつ、教員による指導力の差が縮められるというメリットがあり、なおかつ、オンラインで授業を受ける子供にとっても、予め映像配信前提で作っていることで、見やすい・聞き取りやすい授業となると思います。見解をお聞かせください。

<答弁>

ICTを活用した教育の推進に資するよう、著作権法が改正され、学校の設置者が権利団体に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる「授業目的公衆送信補償金制度」が創設されました。このことにより、

授業等における授業映像や資料を児童生徒へ配信することが可能となりましたが、当該制度は授業を受ける児童生徒に限定した配信を対象としており、個々の教職員が自らの授業のために教材等を作成・配信することを認める制度ですので、学校間における共有などはできず、個々の教職員ではなく教育委員会などの組織が主体となって教材や授業動画を作成・配信する場合についても、この制度の対象外とされています。以上の通り、授業の動画などの共通化には制限がかけられていますが、ICTの活用を推進し、併せて教職員の負担を軽減するため、タブレットドリルに搭載されている学習動画の積極的な活用や、文部科学省作成の授業支援動画の共有などを進めております。

#### **(意見・要望)**

来年度は、各校に1名のICT支援員の配置が実現することは、高く評価させていただきます。現場からも、ICT機器の操作に慣れた教員と不慣れな教員との格差が大きく、課題があることは聞いていましたので、それらが改善されることを期待しています。ただ、ICT支援員は、今回提案しているような、オンライン授業時の助手とも言える立場ではないと思います。今、行われているオンライン授業は、ICT機器に慣れた教員であっても、一人で対応できるやり方ではないと思います。オンライン授業を受けた児童・生徒に対してアンケート調査をまだ行われていないとお聞きしていますので、まずはアンケート調査を実施し、課題の把握、対策の検討を早急にされることを、強く要望しておきます。

## 【桜塚高校定時制と四中夜間学級について】

(質問)

桜塚高校定時制と四中夜間学級について伺います。桜塚定時制は中学を卒業した勤労学生、四中夜間は義務教育を修了していない人の学び直しを行なっているが、不登校の学齢生徒を受け入れることは急務です。これまでの答弁として「現在の夜間中学校では、年齢層の高い方や在留外国人の方々に国語を中心とした授業を行っており、受け入れる状況ではありません。」と議事録にあるが、そういうニーズは高齢福祉や人権部局が対応する事案であり、夜間中学の在り方を見直す必要がありますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

<答弁>

夜間中学は、義務教育未修了者、外国籍の方、入学希望既卒者に加えて、不登校となっている学齢児童生徒についても受け入れることは可能とされています。しかし、全国的に見ましても夜間中学に通う生徒の9割以上が日本国籍を有しない方や義務教育未修了者の方々であり、本市についても同様となっています。教育機会確保法の趣旨からも、現在、本市の夜間学級で行っている年齢層の高い方や在留外国人の方々に対する教育活動は、重要であると考えております。また、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を現行の夜間学級で受け入れるには、実情に応じた施設環境の整備をはじめ、特別の教育課程を編制できるよう制度設計を行った上で、法令に基づく不登校特例校にかかる申請を行う必要もあり、現状で受け入れることは困難であると考えています。

(質問)

夜間学級においてもフリースクールとして受け入れる体制づくりをお願いします。また、不登校特例校のあり方について検討している間にも、救われない子どもたちが増えていくことを認識して、取り組みが急務であることを指摘しておきます。次にこれまでの答弁として、「定時制高校や通信制高校との連携、夜間中学の学びについても、様々な選択肢の1つとして研究してまいりたい」と答弁がありますが、定時制高校の教職員給与については法的に府費負担となっています。府立桜塚高校定時制については、府から移管をうけて市立定時制とすれば、学びの連続性を中高一貫ではかることができます。それにおいて、どのようなハードルがあるのかお聞かせください。

<答弁>

現在、大阪府により設置されている定時制高校は、大阪府内在住・在勤の方々を対象にした募集をされており、また、施設、教員の確保等、財源を伴わない移譲には多くの課題もあることから、本市としては、義務教育実施者として、定時制高校も含め、高等教育等の効果的な接続・連携に取り組むべきであると考えております。

**(意見・要望)**

高校の統廃合が進む中で定時制を設置する高校も減少しており、府立桜塚高校定時制がなくなれば、勤労学生などの学びの機会は豊中からなくなってしまう。こうした事態を予見しながら、豊中で育つ18歳までの子どもの未来を明るくものにしていただきたいと思います。取り急ぎ、他市で見られるような不登校支援の取り組みにおいて、定時制高校との連携をお願い致します。

## 【少年文化館とフリースクールについて】

(質問)

少年文化館とフリースクールについて伺います。少年文化館による適応指導教室へ通うことができる生徒数は限られており、やはり民間のフリースクールなどが補完されていくのだろうと推察します。民間事業者の中には「学校不要論」「学校に復帰しなくていい」という考えのもとに運営されているケースもあり、学校への復帰につながらないと思いますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

<答弁>

民間のフリースクールが増えていくことに関しましては、昨今、そうしたフリースクールを選択されるケースも増えていきます。こうした状況は、独自の考え方に基づき教育を柔軟に実施し、多様な教育機会を確保するといった観点から選択肢が増えていくこととなっており、望ましいものと認識しております。一方で、連携するフリースクールに関しては、ガイドラインを作成し学校と協議しながら、対応しているところです。しかし、教育委員会としましては、一義的には、学校での学びを目指すものであり、不登校児童生徒の身近な社会である学校に復帰できるよう児童生徒や保護者との関係を保ちながら支援して参ります。

(質問)

教育委員会とともに「学校への復帰」を協調的にすすめてくださるフリースクールということが一見してわかるようなスütteカーの配布など、義務教育の多様化を連携しながら勧めてくれる事業者を増やす手立てをご検討ください。保護者の経済的な負担をも考えて、池田市では公設民営でフリースクールを展開しています。市もこのような事業に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

<答弁>

これまで少年文化館では、学校への復帰を目指した不登校支援に留まらず、教育支援センターと連携して、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立へ向けた支援に取り組んでまいりました。具体的には、個別の登館援助活動として、個々の状況に応じて、興味や関心を持つ事を行動に移し、自らが進んで活動できるプログラムを設定することや、グループに馴染みにくい状況では、個人援助によって関係づくりから始めるなどの取組みを展開しています。公設民営でのフリースクールについては、対応すべき不登校の児童生徒が、現状より多少増加しても、本市のこうした取組みを継続することは可能であり、現時点で設置の必要性はないものと考えております。ただし、増加傾向にある不登校児童生徒状況を踏まえ、保護者に対する多様な支援のあり方につきましては、他市の動向などにも注視しながら検討してまいります。

**(意見・要望)**

公設民営という選択肢もご検討ください。また、フリースクールに通う児童生徒が学校復帰を果たした場合には、当該フリースクールにインセンティブを付与するような助成制度があれば、経営ではなく、子ども本位の不登校支援が行われていくことが期待できるのではないのでしょうか。ぜひご検討ください。

## 【中高連携と全市的な小中学校の統廃合について】

(質問)

中高連携と全市的な小中学校の統廃合について伺います。過日、開かれました第二回豊中市総合教育会議において、小中一貫教育のあり方を議論されています。社会のニーズは明らかに中高一貫教育であり、小中一貫ではありません。大学と附属関係にあることや、大学受験を念頭にした学習など、子どもの将来を想う親の気持ちの現れです。中高連携を推進させることについて、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

高等教育への参入への課題と致しまして、高校教職員の確保や配置校が固定化されることから、人事交流を活発に行うことが困難であることや、人材育成に時間を要する点及び高等学校設置や運営に伴う経費などの財源確保がございます。本市と致しましては、引き続き大阪府との役割分担を前提としながら、義務教育の実施主体として、教育活動の充実・活性化に向けて、小学校から中学校の9年間を見通した小中一貫教育に重点を置きながら、高等教育との効果的な接続、連携に取り組んで参ります。

(質問)

小中学校の再編は全市的な方針がなく、パッチワーク的に南部地域の再編を進めてきました。市として再編を進めていく一つの原則となるのは、教育要覧にも示されているとおり、学校が増えてきた変遷を逆戻しすることではないでしょうか。その上で、現在の児童数などをふまえて、例外的な対応はしていかなければならないとは思いますが。しかしながら、パッチワーク、「つぎはぎ」のように、ここは義務教育学校、ここは施設分離型などと再編を進めることは、全市的な市民の理解を得られません。原則として、学校が派生してきた順を遡って統廃合していくという考え方について、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

全市的な学校の統廃合についてですが、一つの小学校から二つの中学校へ進学する「分割校」の解消など本市の複雑な通学区域の課題解消に向け平成26年(2014年)4月に「学校規模と通学区域に関する課題解消に向けた基本方針」を策定しました。その後、平成27年(2015年)に学校教育法の改正があり、新たな学校種である「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校」が創設されました。現在、この基本方針に基づき、南部地域が抱える実情を踏まえ『庄内地域の魅力ある学校づくり計画』を策定し、豊中市初の義務教育学校の開校準備に取り組んでいるところでございます。今後は今日的な課題を含め本市の実情に応じた全市的な「小中一貫教育の考え方」について、豊中市学校教育審議会において、課題の整理、検討を進めて参ります。なお、学校が派生してきた順を遡ってというご提案につきましては、一つの考え方として、参考とさせて頂きながら、この「小中一貫教育の考え方」を前提に地域の実情、特性なども念頭におきながら、検討させて頂きます。



(意見・要望)

市が小中一貫教育を進めようとも、一定数の中学抜けが起こることは変わらないと思います。そうであるならば、小中の接続は重要視しながらも、公立中学校に対する保護者の信頼回復や、中高連携に注力することが、すべての子どもたちのためになるのではないのでしょうか。小中一貫教育にこだわり、義務教育学校となるところもあれば、そうでないところもある。パッチワークのように、地域ごとの実験台になるようなことだけは避けてほしいと申し上げておきます。

## 【教育現場を応援するための取り組みについて】

### （質問）

教育現場を応援するための取り組みについて伺います。このたび学校配当予算の拡充が提案されており、特色ある学校づくりのために、創意工夫・やる気のある学校に予算を充当し、学校同士が切磋琢磨していくことは大切なことです。しかしながら、学校は先生と児童生徒、そして保護者で構成されていることを考えても、様々なバックグラウンドを抱えています。そこで、この学校配当の加配を、学校単位とするのではなく、学級担任や教科担任一人から、複数学級や学年単位までを対象にしてほしいと考えますが、いかがでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせください。

### ＜答弁＞

本事業は、アフターコロナを見据えた学校における新たな取り組みを応援し、本市における「特色ある学校づくり」を推進する一助とするために実施するもので、学校からの企画提案を教育委員会事務局で審査し、特色ある効果的な企画事業に対し、学校配当金を増額するものです。当該事業は従来からの学校配当金の制度を活用するため、予算の配当先はあくまでも学校単位となりますが、提案する企画の内容は学校全体で行うものだけに制限するのではなく、学級や学年単位などの企画であっても広く受け付けたいと考えております。

### （質問）

強い意欲をもって頑張っている先生方は、たくさんいらっしゃいます。学校配当、学校単位ということですが、学校を超えた部活動での連携や中学生シンポジウムのような生徒会活動など、こうしたところへの取り組みにも、応募対象を広く構えて欲しいと考えますが、いかがでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせください。

### ＜答弁＞

当該事業は、教員や児童生徒の新たな取り組みを応援するという観点から可能な限り柔軟に制度設計したいと検討しています。児童生徒・教員の取り組みであっても事業の趣旨に沿うものと考えています。

### （意見・要望）

教育現場を良くしようという熱意があれば、先生発意はもちろん、学年発意、学校発意として大きくなっていくことは望ましいことです。学校の枠を超えてもいいと思いますし、保護者発意、児童生徒発意でも、学校を良くしたいという気持ちをどんどん教育委員会へぶつけてもらえるような仕掛けにしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

## 【社会教育分野の市長部局への事務委任について】

### （質問）

社会教育分野の市長部局への事務委任について伺います。社会教育分野を市長部局へ機構改革することは、これまでも要望してきました。実情として、公民館は兼務辞令が出されており、どっちつかずの状態です。また文化財については、市の魅力づくりには不可欠なコンテンツをたくさん所有しています。市長部局へ事務委任することが進まない理由について教えてください。

### ＜答弁＞

公民館、博物館等の社会教育期間に関する管理や文化財保護に関する事務は、法制度が改正され、条例が定めるところにより、教育委員会から市長部局への移管が可能となっています。こうした法制度改正の趣旨は、議員ご指摘の通り、地域の財産である施設や文化財を地域振興やまちづくり等に、機動的・一体的に活用することで、更なる社会教育の振興を目指すものです。一方で、豊中の社会教育行政は、教育委員会所管のもと、公民分館をはじめ地域における市民の皆さんの自主的・主体的な活動に支えられ、学校や事業者等、様々なつながりの中で発展してきました。事務移管・組織機構の改正につきましては、こうした市民の皆さん、関係者のご意見を伺いながら、社会教育行政全体としてのあり方を見据え、検討していくことが必要と考えています。

### （意見・要望）

あらためて、このたび設置される郷土資料館だけでも事務委任いただくことを求めておきます。もし社会教育課が市長部局にあれば、人権平和センターの資料展示とは別々にならなかったのではないかと。教育委員会の所管する枠の中で考えるから、郷土資料館は庄内少年文化館跡になるのではないかと。と思います。事務委任が実施されるまでにも、兼任辞令をはじめとして、相互間の人事異動、市史にまつわる職員研修などは引き続き実施してください。

## 【地下水源の有効利用について】

(質問)

最後のテーマです。地下水源の有効利用について伺います。市立豊中病院のそばに、人知れず、北谷井戸があります。市史によると、飲み水に困っている村人に対して、弘法大師が開いた井戸とされています。こうした「弘法清水(こうぼうしみず)」の伝説は全国にあるそうですが、こうした市史もPRしながら病院がくみ上げている地下水の余剰分を利活用してほしいと思います。現在、一日の余剰分を500mlのペットボトルに換算すると、どれくらいの余剰があるのか教えてください。病院の二元給水のPRやSDGsの観点から、利活用について見解をお聞かせください。

<答弁>

豊中病院では、令和2年の6月から地下水膜ろ過システムを導入し、飲料水のほか、医療用及びトイレなどの雑排水として利用しております。このうち、システム供給量から算出した飲用水としての1日の余剰分は、500ml換算でペットボトル約40万本分となります。病院においては、水を必要とする医療機器が多く、ミネラル分があると故障につながります。そのため、安全に配慮して膜ろ過装置を使い、水質を改善し純粋に近い状態にして使用する一方、雑排水については、簡易なる過とするなど、使用目的に応じた処理方法とすることで環境への負荷軽減を図っています。また、災害時には非常電源装置の稼働により、3日間は水の供給が可能で事業が継続できるなど災害に強いだけでなく、困っている地域住民へ提供する等防災上の活用が期待できると考えています。

(質問)

余剰分だけで毎日、市民全員にペットボトル水を配布できる状況であり、世界的に見てもすごく価値あることです。ぜひ有効活用の検討を進めていただくよう要望するとともに、上下水道局に提案です。年間7300 $\text{m}^3$ と想定した場合、自己水の1.26%に相当するわけですが、病院から買い取ることができないでしょうか。初期投資はかかるかもしれませんが、柴原配水池も近く、長期的、全庁的な観点から、見解をお聞かせください。

<答弁>

仮に豊中病医の地下水を北部に位置する柴原浄水場まで送水した場合は、設備や管路の整備が必要となりますので、局が製造している自己水の単価や、企業団からの受水費に比べて、高額になると考えられます。また、水道水に求められる水質基準の適合検査や、複雑化する運転監視業務を考慮しますと、実現は困難と考えております。

(意見・要望)

昭和3年6月に一本の深井戸により始まった豊中の水道事業は、当初日量1800 $\text{m}^3$ であったそうです。現在、井戸による取水はしていませんが、見過ごすのはもったいない

地下資源だと思います。あらたに採掘することはないにしても、すでに余剰となっている病院の地下水については、検討すべき課題であると指摘しておきます。

以上で、会派「無所属・議会改革」の代表質問を終わります。